

古賀市小規模事業者緊急支援金Q & A

【令和2年5月7日改訂】

Q 1. 5月に申請する際に、5月分の売上を比較対象としたいが、まだ実績が固まっていない。どうすればいいか。

A 1. 5月の売上を比較対象月とする場合は、最低でも5月20日までは実績値とし、以下のいずれかの方法により計算された見込み額で月次売上を算出する必要があります。**この場合、申請書が提出できるのは5月21日以降になります。**

① 5月1日から申請日前日までの売上実績に、申請日から月末までの売上の見込みを加算した売上高を算出。

② 5月1日から申請日前日までの売上実績を日割り計算し、31日分をかけて5月分の売上高を算出。

※売上見込額の算出方法を売上高が分かる帳簿等の写しに記載するか別途資料で提出してください。

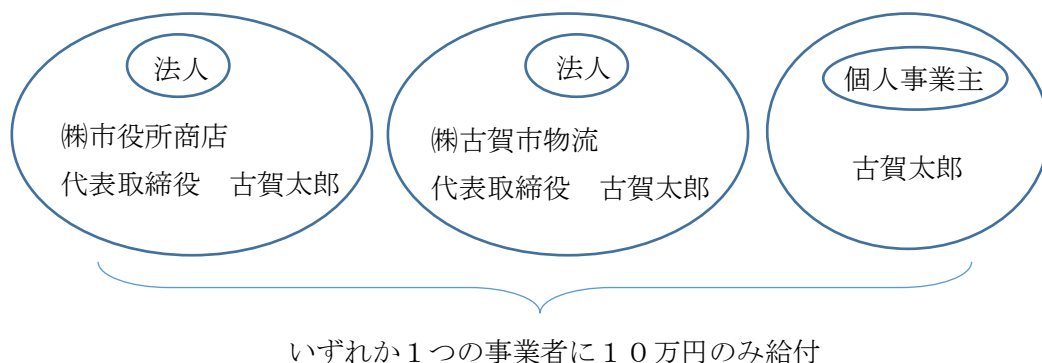
※休業により、売上の見込みがゼロの場合は、休業していることが分かる書類もしくは、休業していることが事実と相違ないことを記載して代表者が捺印した書面を提出してください。

Q 2. 古賀市外に本社があり、事業所の一部が古賀市内にあります。この場合は対象になるのか。

A 2. 古賀市内にある事業所に常時使用する従業員の半数以上が常時勤務していれば、対象となります。

Q 3. 複数の事業者の代表を兼ねているが、それぞれの事業者において10万円もらえるのか。

A 3. いずれか1つの事業者に10万円の給付となります。



Q 4. 複数の事業所（店舗）があるが、事業所（店舗）ごとに10万円もらえるのか。

A 4. 1事業所（店舗）分のみとなります。

Q 5. 支援金の受取方法は、口座振込のみか。現金の受取はできないのか。

A 5. 口座振込のみとなります。現金での受け取りはできません。

Q 6. 常時使用する従業員の考え方は？

A 6. 以下の方は常時使用する従業員数に含みません。

(1) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(2) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(3) アルバイト、パートタイム労働者

【令和2年5月7日補足追加】

Q 7. 対象となる条件の中で、「法人の場合は、大企業・中堅企業・中小企業が実質的に経営参画していな

いこと。」とあるが、実質的に経営に参画しているとはどういうことか。

A 7. ○大企業・中堅企業・中小企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。

○大企業・中堅企業・中小企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。

○役員総数の2分の1以上を大企業・中堅企業・中小企業の役員または職員が兼務していること。

※ここでのいう中小企業には、小規模事業者は含みません。

Q 8. 当社の事業は「製造業その他」と「商業・サービス業」のどちらに該当するのか。

A 8. 以下の業種が「商業・サービス業」です。それ以外は原則として「製造業その他」に分類されます。

商業	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料等卸売業、機械器具卸売業、その他卸売業
	小売業	各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業
サービス業	情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、その他サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）	

【令和2年5月7日 Q 9 削除】

Q 10. 支援金が振り込まれるまでどれくらいの期間がかかるのか。

A 10. 不備のない状態の申請書類を受理して、1週間から2週間程度で振り込みます。状況によっては、それよりも時間を要する場合があります。

Q 11. 申請書類が不備なく受理されたかどうかを知りたい。

A 11. 書類を確認後、不備がなければ、支援金の交付に関する決定通知書を古賀市内の事業所所在地に送付いたします。不備があれば電話等で問い合わせする場合があります。

Q 12. 家にプリンターがなく、申請書のダウンロードができない。どこに行けば申請書類はもらえるのか。

A 12. 市役所内に設置している申請書類提出用の特設ボックスそば又は小規模事業者緊急支援金窓口申請書類一式を用意しています。

Q 13. 1年前から店舗数が増えており、その分の売上が増えているが、1店舗あたりに換算すると、大きく減少している。対象にならないのか。

A 13. 原則として前年同月との売上の比較となりますが、開業1年1ヵ月未満や店舗数の増加等により、単純に昨年との売上の比較が困難な場合は、例外として、当該月を含まない直近3か月の平均売上高と比較してください。

【(例) 令和2年4月の売上高で比較するケース】

売上	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月
	600,000円	500,000円	400,000円	100,000円・・・①

・直近3か月の平均売上：(600,000円+500,000円+400,000円)÷3= 500,000円・・・②

・減少率：(②－①)÷②×100＝80%

Q 1 4. 個人で事業を営む者の場合の事業収入とは具体的にどのような収入か。

A 1 4. ここで言う事業収入とは、確定申告書B「収入金額等」の欄の「㊦営業等 ㊧農業 ㊨不動産」の項目に該当する収入のことを言います。

【令和2年5月7日追加】

Q 1 5. 個人で事業を営む者であり、この1年以内に事業承継を行った。昨年と店主は変わっているが、事業をそのまま引き継ぎ、事業内容は実質変わっていない。給付対象になるのか。

A 1 5. 1年前と事業主が変わったとしても、事業承継後も同一の事業を行っていることが開業届等で確認でき、昨年と同一基準で売上の比較が可能であれば対象となります。

【令和2年5月7日追加】

Q 1 6. 事務所は古賀市内にあるが、派遣先が市外の施設であり、主に市外で働いている。対象になるか。

A 1 6. 市内に事業所を有し、派遣先が市外という場合は対象になります。確定申告書や開業届等で市内に事業所を有することの証明が必要になります。

【令和2年5月7日追加】

Q 1 7. 派遣で講師をしており、実質的には事業収入であるが、派遣先から給与収入や雑収入という形でもらっている。確定申告上、事業収入が半分以上になっていない。対象にならないのか。

A 1 7. 確定申告書類で、事業収入が収入全体の半分以上になっていることが確認できないと、対象になりません。

【令和2年5月7日追加】

Q 1 8. 令和元年10月に独立開業した。それまでは、給与収入だったため、令和元年確定申告書では、事業収入の方が少ない。対象にならないか。

A 1 8. 平成31年1月以降に、開業していることが、開業届や営業許可等により確認でき、売上減少要件を満たすと対象になります。ただし、現在は主たる収入が給与収入でないことの証明として、勤務先を退職したことがわかる証明（勤務証明、離職票、健康保険の資格喪失証明等）の添付が必要です。

【令和2年5月7日追加】

Q 1 9. 月当たりの売上の変動が大きく、昨年との売上の比較が困難である。どうしたらいいか。

A 1 9. 売上の計上に季節性があり、単純に昨年との比較が困難な場合は、下記の基準により、売上の比較を行ってください。

- ① 令和2年1月から5月の間の任意の連続した3か月間の売上が前年同期間の3か月の売上と比べて50%以上減少していること。
- ② ①の比較で設定した3か月間の前年同期間の売上高が、令和元年（平成31年）中の年間売上高の50%以上を占めること。

※①②の条件を両方満たす必要があります。

(例)

年	令和元年(平成31年)												令和2年				
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
売上高 (万円)	0	800	300	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	200	100	0

- ① 令和元年の比較対象の売上高 …… 1,100 万円
令和2年の比較対象の売上高 …… 300 万円
● $(1,100 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}) \div 1,100 \text{ 万円} \times 100 = 72\%$ …… 売上減少率
- ② 1,300 万円 …… 令和元年中1年間の売上
1,100 万円 …… 令和元年の比較対象の売上高
● $1,100 \text{ 万円} \div 1300 \text{ 万円} \times 100 = 84\%$ …… 令和元年中の年間売上高に占める割合

※原則として令和元年の年間売上高が確定申告書類で確認できる必要があります。

※上記のように、季節性売上であることがわかるような1年間の月別売上高が記載された帳簿等の書類の提出が必要です。